

さいたま市中学校 部活動指導員募集要項



さいたま市教育委員会

さいたま市立中学校において、単独で指導及び引率が可能な、専門的技術指導ができる部活動指導員（会計年度任用職員）を募集します。本事業は、部活動を充実・活性化させると共に、学校現場における教員の業務の適正化を図ることを目的としています。

- 1 任用形態** 会計年度任用職員
- 2 任用期間** 原則として令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。（年度途中での任用の可能性もあります。）
- 3 職務内容**
 - (1) 大会、コンクール、練習試合等に係る生徒の引率及び監督
 - (2) 安全・障害予防に関する指導及び生徒指導に係る対応
 - (3) 部活動の実技指導
 - (4) その他、さいたま市教育委員会又は校長が必要と認める職務
- 4 勤務場所** さいたま市立中学校のうち、さいたま市教育委員会が指定する学校
- 5 勤務形態** 部活動指導員
- 6 勤務時間**

4月～10月は週当たり16時間程度
11月～3月は週当たり12時間程度
(注意)上記を基本とし、勤務場所における部活動の時間に勤務します。
- 7 応募資格等**
 - (1) 応募資格 次のア～カのすべてを満たす方
 - ア 教育職員免許状や部活動の競技種目の指導免許等を有している方、又はスポーツクラブや部活動での指導経験がある方
 - イ 専門的知識や技能を有し、生徒に適切な指導が行える方
 - ウ 健康状態が良好で、1年を通して職務が行える方
 - エ 学校教育に理解があり、生徒の健康面、安全面及び学習面について配慮ができる方
 - オ 20歳以上の方
 - カ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない方※[参考資料](#)を御参照ください。
 - (2) 給 与 時給1,298円～1,566円
※再度任用時は職務経験を考慮し、一定金額を加算した時給になります。
 - (3) 応募締切 随時
 - (4) 面接日時等
 - ア 面接日時については、後日教育委員会で指定し、15分程度面接を実施します。
 - イ 会場：さいたま市役所



8 勤務条件 勤務条件通知書のとおり（市ホームページに掲載あり）

9 応募方法等

- (1)提出先 さいたま市教育委員会学校教育部教育課程指導課 中学校教育係
- (2)提出するもの ①「部活動指導員履歴書」 ②返信用封筒1通（長3封筒に110円切手貼付、郵便番号、住所及び氏名を記入）
- (3)提出方法 持参又は郵送

10 登録と任用

- (1) 合格者は、部活動指導員名簿に登録します。
- (2) 部活動指導員名簿に登録された方の中から、部活動指導員を任用します。（注意）登録が、必ずしも任用とは限りません。
- (3) 部活動指導員に任用された方は、任用開始前にさいたま市教育委員会が実施する研修を受けていただきます。

※ 上記の事柄については、令和7年度の予算執行を伴う事業のため、市議会2月定例会での議決後に確定します。

	応募・問い合わせ先	さいたま市教育委員会学校教育部教育課程指導課 中学校教育係
		《さいたま市役所 第2別館1F》
		電話 048-829-1661
		〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4
		E-mail kyoikukateishido@city.saitama.lg.jp

参考資料

○地方公務員法

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法 施行の日以後において、日本国憲法 又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者